

地方自治法第234条第1項の規定により一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）を次のとおり実施する。

令和8年9月28日

香取市長 伊藤友則

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
香取市立栗源中学校屋内運動場空調設備設置工事
- (2) 工事箇所
香取市岩部1051番地1
- (3) 工期
240日間
- (4) 工事の概要
 - ア 目的
香取市立栗源中学校の屋内運動場に空調を設置することを目的とする。
 - イ 規模等
 - 工事対象施設
栗源中学校屋内運動場：RC造 3階 延べ面積 2,333㎡
 - 主な工事内容
空調設備設置 一式
受変電設備改修 一式
- (5) 主要資材
空調：空冷ヒートポンプ式マルチエアコン
- (6) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を含む）
121,880,000円
（入札書比較価格 110,800,000円）
- (7) 調査基準価格（当該価格を下回った場合、低入札価格調査を実施する基準となる価格）
有（事後公表）
※算出方法については別添「調査基準価格及び失格基準価格の算定について」を参照
- (8) 失格基準価格（当該価格を下回った場合、入札価格を失格とする基準となる価格）
有（事後公表）
※算出方法については別添「調査基準価格及び失格基準価格の算定について」を参照
- (9) 前金払及び中間前金払 有（詳細は別に示す契約書（案）による。）
※調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあつては、前金払いは各会計年度の出来高予定額の100分の20以内、中間前金払は各会計年度の出来高予定額の100分の20以内（前金払と中間前金払の合計は請負代金額の100分の40以内）とする。
- (10) 部分払 無
- (11) 入札方法
 - ア 本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する方式（総合評価一般競争入札）のうち、入札価格及び技術的要件（施工能力）を総合的に評価して落札者を決定する型式（施工能力評価型総合評価方式）により実施する。

イ 本入札は、入札参加資格の確認審査及び技術的要件の評価の確定を入札（開札）後に行う入札方式によるものとする。

ウ 本入札は、ちば電子調達システムを使用する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）（市町村版事後審査）により執行する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本工事の公告の日（以下「公告日」という。）において、令和 8 ～ 9 年度香取市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に電気工事で掲載されている者のうち、電気工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者で、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から本工事の落札決定の日までの間、受けていない者であること。
- (2) 資格者名簿登載時の電気工事に係る経営事項審査の総合評定値（P）が 7 0 0 点以上である者。
- (3) 千葉県内に建設業法に基づく電気工事業の許可を受けた本店又は支店（本店でない場合には資格者名簿に委任状により契約権限等の委任を受けていること。）があること。
- (4) 過去 1 5 年間に、本工事と同種の工事（電気工事（受変電設備関連工事を含む公共施設への空調（マルチエアコン）設置工事））を元請として施工した実績のある者であること。
- (5) 本工事に次の条件を全て満たす技術者を法令等に基づき適正に配置できる者であること。
 - ア 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（恒常的な雇用関係とは本入札の資格確認申請期限日以前に 3 か月以上の雇用関係にあることをいう）。
 - イ 電気工事業について、監理技術者又は主任技術者の資格等を有する者（配置予定技術者が監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。）。
- (6) 次の届出の義務を履行していないもの（当該届出の義務がないものを除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第 4 8 条の規定による届出の義務。
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第 2 7 条の規定による届出の義務。
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 7 条の規定による届出の義務。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 1 6 7 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の開札日前 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
 - エ 同一人が代表者となる者で、重複して入札参加をしているもの。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受注者（高橋設計室）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価の方法

入札価格に基づいて算定した価格評価点及び技術的要件の評価による技術評価点との和（以下「評

価点合計」という。)によるものとする。

評価点合計＝価格評価点＋技術評価点

(2) 価格評価点及び技術評価点の配点は、価格評価点が80点、技術評価点が20点とする。

(3) 価格評価点は、入札参加者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第3位を切捨てて算定する。

価格評価点＝80点（価格評価点の配点）×最低入札価格／入札価格

※最低入札価格は、失格基準価格を下回った入札価格を除く。

(4) 技術評価点の算定方法

技術評価点を算定する評価項目及び評価基準

区分	評価項目	評価細目	配点及び評価基準		
			配点	細目配点	評価基準
企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去10年間に引渡しの済んだ同種工事（公共工事）の施工実績	7	2	発注者が国・県等の実績（2点）
					発注者が市町村等の実績（1点）
					なし（0点）
		②工事成績 香取市発注工事における過去2箇年度の本工事と同一工種での工事成績の平均点		4 ～ -2	80点以上（4点）
					75点以上80点未満（3点）
					70点以上75点未満（2点）
					65点以上70点未満（1点）
					65点未満（-2点）
					成績なし（0点）
		③指名停止等 香取市発注工事における過去2箇年以内の指名停止又は入札参加除外措置（工事以外に係る措置を含む。）		0 ～ -4	なし（0点）
					指名停止期間又は入札参加除外措置期間6箇月以内（-2点）
					指名停止期間又は入札参加除外措置期間が6箇月を超える期間（-4点）
		④ISO認証 ISO9001又はISO14001の認証取得状況		1	取得あり（1点）
					取得なし（0点）
	配置予定技術者の施工能力	⑤主任（監理）技術者資格 配置予定技術者の資格の取得状況		2	一級電気工事施工管理技士又は技術士（建設部門・電気電子部門）（2点）
					上記以外の電気工事施工等に係る資格（0点）
		⑥配置予定技術者の施工経験 過去10年間に引渡しの済んだ同種工事の施工実績		2	発注者が国・県等の実績（2点）
					発注者が市町村等の実績（1点）
企業の信頼性・社会性	地域精通度・地域貢献度				実績なし（0点）
		⑦配置予定技術者の工事成績 香取市発注工事における過去5箇年度の本工事と同種工事での工事成績		1	80点以上あり（1点）
					80点以上なし（0点）
		⑧若手技術者・女性技術者の配置 若手技術者又は女性技術者を当該工事における主任技術者等に配置		1	配置予定あり（1点）
					配置予定なし（0点）
	会社	⑨市内施工実績 過去5年間に引渡しの済んだ香取市内における公共工事の施工実績		2	実績あり（2点）
					実績なし（0点）
		⑩緊急時の施工体制 香取市内に建設業法に基づく本店又は営業所の有無		2	本店あり（2点）
					営業所あり（1点）
	会社	⑪災害協定及び災害活動実績 香取市との災害協定等の締結（所属団体による締結含む。）の有無及び過去2年間の当該災害協定等に基づく災害対応の活動実績の有無		2	なし（0点）
					締結及び活動実績あり（2点）
					締結はあるが活動実績なし（1点）
		⑫安全衛生及び社会福祉等		1	締結なし（0点）
				1	全項目該当（1点）

	性	過去 2 年間の企業の安全衛生及び社会福祉等に関する取組状況		4 項目該当 (0.8点)
				3 項目該当 (0.6点)
				2 項目該当 (0.4点)
				1 項目該当 (0.2点)
				該当なし (0点)
合計			20	

評価細目注意事項

① 同種工事の施工実績

- 1) 過去10年間（平成28年4月1日～公告日の前日）に完成し、引渡しが完了した同種工事（電気工事（受変電設備工事を含む公共施設への空調（マルチエアコン）設置工事））（共同企業体の構成員としての実績の場合は代表者であること。))を元請として施工した実績を評価する。
- 2) 公共工事とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第2条第2項」に定義されている「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」を指す。

② 工事成績

香取市発注工事において、過去2箇年度（令和6年4月1日～令和8年3月31日）に本工事と同一工種（電気工事）を元請（共同企業体の構成員としての実績の場合は代表者であること。）として完成し、引渡しが完了した工事のうち、香取市が交付する工事成績を評価する。

③ 指名停止等

香取市発注工事における過去2箇年以内の指名停止又は入札参加除外措置（工事以外に係る措置を含む。）については指名停止期間又は入札参加除外措置期間（複数回の措置を受けている場合は、合計した期間により評価を行う。）が2箇年（令和6年4月1日～公告日の前日）に係るもの（指名停止期間又は入札参加除外措置期間の一部のみが当該2箇年に係る場合は当該指名停止期間又は入札参加除外措置期間全体をもって評価の対象とする。）とする。

④ ISO認証

ISO9001（品質マネジメントシステム）認証又はISO14001（環境マネジメントシステム）認証の取得状況を評価する。

⑤ 主任（監理）技術者資格

配置予定技術者の資格取得状況を評価する。

⑥ 配置予定技術者の施工経験

- 1) 過去10年間（平成28年4月1日～公告日の前日）に完成し、引渡しが完了した同種工事（電気工事（受変電設備工事を含む公共施設への空調（マルチエアコン）設置工事））（共同企業体の構成員としての実績の場合は代表者であること。))の主任技術者又は監理技術者として施工した経験とする。
- 2) 過去に所属した企業で同種工事の経験がある場合はその施工経験も申請できるものとする。（コリンズ等の写しが提出できる場合に限る。）
- 3) 公共工事とは、「入札契約適正化法第2条第2項」に定義されている「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」を指す。

⑦ 配置予定技術者の工事成績

- 1) 香取市発注工事において、過去5箇年度（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に本工事と同種工事を元請（共同企業体の構成員としての実績の場合は代表者であること。）として完成し、引渡し完了した工事のうち、香取市が交付する工事成績を評価する。
- 2) 過去に所属した企業での工事成績がある場合は当該工事成績も申請できるものとする。

⑧ 若手技術者・女性技術者の配置

若手技術者（公告日時点で40歳未満）又は女性技術者を当該工事における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐として配置する場合に評価する。

⑨ 市内施工実績

- 1) 過去5年間（令和3年4月1日～公告日の前日）に完成し、引渡し完了した香取市内での公共工事の施工実績とする。
- 2) 公共工事とは、「入札契約適正化法第2条第2項」に定義されている「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」を指す。

⑩ 緊急時の施工体制

公告日における、香取市内での建設業法に基づく許可を受けた本店又は営業所（本店でない場合に

は資格者名簿に係る委任状により契約権限等の委任を受けていること。)の有無を評価する。

⑪災害協定及び災害活動実績

- 1) 公告日における、香取市との災害協定等の締結(所属団体による締結を含む。)の有無を評価する。
- 2) 過去2年間(令和6年4月1日～公告日の前日)、市と締結した災害協定等に基づく災害対応の活動実績とする。

⑫安全衛生及び社会福祉等

- 1) 建設業労働災害防止協会への加入や市管理施設における地域美化活動のボランティア実績、市内在住の障がい者、高齢者、女性雇用の実績を評価する。
- 2) ボランティア実績、障害者雇用実績、高齢者雇用実績、女性雇用実績は過去2年間(令和6年4月1日～公告日の前日)の実績を評価する。また建設業労働災害防止協会への加入状況については、入札公告の前日までの状況を評価する。

※各評価項目(評価細目)で記載する工事は、重複してもよいものとする。

4 入札

(1) 入札書提出期間

令和8年10月16日(金) 午前8時から

令和8年10月19日(月) 午後1時まで

ただし、午前0時から午前8時までを除く。

(2) 入札書提出方法

電子入札システムにより提出する。

(3) 見積内訳書の提出

ア 入札書提出の際、見積内訳書を提出すること(ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードした様式を使用すること。)

イ 見積内訳書の提出は、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。

ウ 見積内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。

(4) 入札回数は、1回とする。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札参加者が1者の場合も入札を執行する。

5 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、次の(1)の技術的要件(施工能力)の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)を(3)の提出期間に電子入札システムを利用して提出しなければならない。

(1) 提出資料

ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードした技術資料にかかる様式を使用すること。

ア 総合評価方式における技術資料提出書(第3号様式)

イ 技術資料自己評価書(第4号様式。以下「自己評価書」という。)

ウ 企業の施工能力(第5号様式)

エ 配置予定技術者の施工能力（第6号様式）

オ 企業の地域精通度・地域貢献度・社会性（第7号様式）

（2）自己評価書について

ア（1）イの自己評価書は、入札参加者自ら評価項目（評価細目）に対する自己評価点を記載し、技術資料の一部として電子入札システムを利用して提出するものである。

イ 自己評価書作成に際しての留意事項

1）自己評価書の記載内容は、自己評価書以外の技術資料と必ず整合性を確認して、作成すること。自己評価書と自己評価書以外の技術資料の不整合が確認された場合、該当する評価項目（評価細目）は、加点しない場合があるので注意すること。

2）「工事名」、「工事箇所」、「商号又は名称」の各欄及び各「評価項目（評価細目）」欄の「自己評価点」が、正しく記載されていることを必ず確認すること。

3）自己評価書の自己評価点合計は自動計算されるが、記載後は、自己評価点合計が正しく算出されているか、必ず確認すること。

なお、各評価項目（評価細目）の自己評価点を記載しても自動計算されない場合や、正しい自己評価点合計が表示されないときは、各評価項目（評価細目）の自己評価点を十分確認し、各自己評価点を記載すること。

4）評価結果（市記入欄）は、記載しないこと。

（3）第6号様式について

ア 第6号様式を提出するにあたり、提出時点で配置予定技術者を1人に特定できない場合、複数の技術者を申請することができる。この場合、本様式はすべての技術者分の作成をすること。

イ 各技術者とも参加資格を満たさなければならない。

ウ 技術評価点の算定の際には、複数の技術者のうち、評価細目 ⑤主任（監理）技術者資格から⑧若手技術者・女性技術者の配置までを考慮した、最低の点数となる技術者の点数で算定するため、自己評価書作成の際は注意すること。

（4）提出期間及び提出方法等

ア 提出期間

令和8年9月28日(月)から

令和8年10月15日(木)午後12時（24時）まで

ただし、午前0時から午前8時までを除く。

イ 提出方法

電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。

ウ 添付するファイル（技術資料）については保存形式を次のとおりとすること。

Excel形式（Excel2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）又はPDF形式

（5）技術資料の提出期限後においては、提出された技術資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された技術資料の内容について入札参加者に対して聴き取りを行ったときは、この限りではない。

（6）技術資料作成に関する質問期間

技術資料作成に関する質問がある場合は、電子メール又は面談によること。

ア 質問期間

令和8年9月28日(月)から

令和8年10月15日(木)まで

（香取市の休日を定める条例（平成18年香取市条例第5号）に基づく市の休日（以下「市の休日」という。）は除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 問い合わせ先

香取市総合政策部財政課（４階）

０４７８－５０－１２０７

E-mail : keiyaku@city.katori.lg.jp

（E-mailによる場合は、送信後、送信した旨を財政課まで速やかに必ず電話にて連絡すること。）

6 入札保証金

免除とする。

7 開札

（１）開札日時

令和８年１０月２０日（火） 午前９時２０分

（２）開札方法

電子入札システムにより行う。

（３）落札候補者の決定

開札後、落札決定を保留し、次に掲げる要件のいずれにも該当する入札参加者について、（４）及び（５）による暫定的な当該入札参加者の技術評価点（以下「暫定技術評価点」という。）の確定及び３（３）による価格評価点の算定を行い、当該暫定技術評価点及び価格評価点を合計した暫定評価点合計（以下「暫定評価点合計」という。）の最も高い者を落札候補者とするものとする。

ア 入札が無効でないこと。

イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。

ウ 入札価格が失格基準価格を下回っていないこと。

（４）全ての入札参加者について、自己評価書の自己評価点合計に記載のある数値を真実の数値であると仮定して暫定技術評価点として確定するものとする。

（５）（４）にかかわらず、自己評価書の各評価項目（評価細目）に係る自己評価点が、提出された技術資料の内容と明らかに一致しない場合又は評価方法に明白な錯誤がある場合は、当該評価項目（評価細目）に係る自己評価点及び自己評価点合計の点数を訂正することにより、暫定技術評価点を訂正して確定することができるものとする。

（６）提出された技術資料の疑義等に関し、入札参加者に対して聴き取りを行うことができるものとする。

（７）暫定評価点合計の最も高い者が２人以上あるときは、その複数の者を落札候補者とするものとする。

（８）落札候補者を決定したときは、当該落札候補者に電話及び落札候補者決定通知書により通知するものとする。

8 入札の無効

入札参加者のうち、次のいずれかに該当する者の入札は無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すこととする。

（１）本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者、虚偽の申請を行った者のした入札。

（２）技術資料の提出のない入札。

（３）自己評価書の自己評価点合計欄に数値を記載しなかった者のした入札。

（４）香取市電子入札約款（平成20年香取市告示第165号。以下「電子入札約款」という。）等入札に関する条件に違反した入札。

9 入札の失格

次のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札価格が失格基準価格を下回る入札。
- (2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた入札。

10 入札参加資格の確認

落札候補者となった者は、以下により入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出方法等

ア 提出書類

施工能力評価型総合評価方式参加資格確認申請書（第9号様式）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により2部提出する。

イ 様式等

ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードし、作成すること。

ウ 提出期限

落札者候補者は、市が指定した日（資格確認申請期限日）までに資格確認資料を提出しなければならない。（原則として落札候補者決定後2日以内（市の休日は除く。）とする。）

エ 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

オ 提出場所

香取市総合政策部財政課（4階）

電話 0478-50-1207

- (2) 落札候補者が（1）ウの提出期限内に資格確認資料を提出しないときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。ただし、総合政策部長が特別な事情があると認めた場合は、提出期限を延期することができるものとする。

11 総合評価確認資料の提出等

落札候補者となった者は、以下により技術資料に記載された事項を確認するための資料（以下「総合評価確認資料」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び提出方法等

ア 提出書類

総合評価確認資料（総合評価確認資料提出書（第10号様式）を含む）を持参により2部提出する。

イ 様式等

ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードし、作成すること。

ウ 提出期限

落札者候補者は、市が指定した日までに総合評価確認資料を提出しなければならない。（原則として落札候補者決定後2日以内（市の休日は除く。）とする。）

エ 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

オ 提出場所

香取市総合政策部財政課（4階）

電話 0478-50-1207

- (2) 落札候補者が（1）ウの提出期限内に総合評価確認資料を提出しないときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。ただし、総合政策部長が特別な事情があると認めた場合は、提出期限を延期することができるものとする。

12 技術資料及び総合評価確認資料の審査並びに技術的要件の評価

技術資料及び総合評価確認資料の審査並びに技術的要件の評価は次のとおりとする。

- (1) 審査及び評価を行った後の技術評価点の上限は、落札候補者の決定の根拠となった暫定技術評価点を上限とする。
- (2) 提出された技術資料及び総合評価確認資料に疑義等がある場合は、当該技術資料及び総合評価確認資料を提出した落札候補者に対し聴き取りを行うことができるものとする。
- (3) 審査及び評価により確定した当該落札候補者に係る技術評価点及び価格評価点を合計した評価点合計（2人以上の落札候補者がいる場合は、最も高い評価点合計）が、落札候補者の次に暫定評価点合計が高い者（以下「次順位者」という。）の暫定評価点合計よりも低くなった場合又は等しい点数（同点）となった場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、同様に手続を行うものとする。
- (4) 新たな落札候補者に係る同様の手続は、落札候補者となった者の確定した評価点合計のうち、最も高い評価点合計が、落札候補者となった者以外の入札参加者に係る暫定評価点合計を上回るまで同様に手続を行うものとする。

13 低入札価格調査の実施

- (1) 本工事は低入札価格調査制度が適用される工事である。よって、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
- (2) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、低入札価格調査を行う。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、当該入札においては、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 低入札調査の対象者は、低入札価格調査に協力すること。また、当該調査に協力しない者は、入札を無効とする。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約保証の額は、契約金額に100分の30を乗じて得た額以上とする。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前金払の額は、契約金額（継続費等に基づく建設工事請負契約の場合は、各会計年度の出来高予定額）に100分の20を乗じて得た額以内とする。
- (7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約については、低入札価格調査の結果の概要を公表する。
- (8) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約については、当該工事に係る監督体制を強化する。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者が、入札参加資格があると認められ、かつ、評価点合計の最も高い者であると認められた場合において、当該落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であるとき又は13による低入札価格調査の結果、当該落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められたときは、落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者全てに通知する。ただし、当該落札者となるべき要件を満たす者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定するものとする。
- (2) 低入札価格調査の結果、落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、当該落札候補者を落札者とししないものとし、当該落札候補者のした入札を失格とする。この場合において、2人以上の落札候補者がいるときを除き、次順位者を新たな落札候補者として、同様の手続を行うものとする。
- (3) 新たな落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、低入札価格調査を実施するものと

する。

- (4) (1)により落札者を決定するときは、落札候補者となった者以外の入札参加者については、暫定技術評価点及び暫定評価点合計を当該入札参加者の技術評価点及び評価点合計として確定するものとする。

15 技術的要件の評価理由の説明

- (1) 入札参加者は、当該入札参加者における技術的要件の評価の理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、落札結果を公表した日から7日以内（市の休日を除く。）に、書面を持参して行わなければならない。

- (2) 説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内（市の休日を除く。）に書面で回答する。

16 技術者の配置に関する事項

落札者は、資格確認資料並びに技術資料及び総合評価確認資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。

なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

また、落札者決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばない場合がある。

17 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧を次のとおり行う。

- (1) 閲覧等方法

ア 「設計図書等」については、ちば電子調達システムの入札情報サービスにおいて閲覧を行うものとする。

イ 閲覧等期間

令和8年9月28日(月)から

令和8年10月19日(月)午後1時まで

- (2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、電子メールにより別に示す様式で提出すること。

なお、送信後、送信した旨を香取市教育委員会教育総務課（電話0478-50-1220）まで速やかに電話にて連絡すること。

ア 提出期間

令和8年9月28日(月)から

令和8年10月6日(火)午後5時まで

イ 提出先

香取市教育委員会教育総務課 E-mail : ky-somu2@city.katori.lg.jp

ウ 質問に対する回答

令和8年10月13日(火)午後5時までに、香取市のホームページに掲載する。

18 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場

合にあっては契約金額の100分の30以上の額とする。

なお、保険会社等との間で履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結したときは、免除とする。

19 契約締結時期

落札者は、落札決定後3日以内（市の休日は除く。）に契約を締結しなければならない。

20 異議申し立て

入札をした者は、入札後、この公告、設計図書等の不明その他の理由をもって異議を申し立てることができない。

21 その他

（1） システム障害等

ア 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札日時を変更し、又は紙入札への移行をすることがある。

イ 入札参加者において、システム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合で香取市が認めたときは、紙入札業者として入札に参加することができるものとする。

ウ イの場合に紙入札業者として入札に参加する場合は、次によるものとし、入札書等を開札日時（令和8年10月20日（火）午前9時20分）に提出するものとする。

なお、提出は、いずれも香取市総合政策部財政課（4階）に持参により行うものとする。

1） 技術資料提出前に紙入札で参加（移行）する場合

紙入札方式参加届出書及び技術資料を令和8年10月15日（木）の午後5時までに、提出するものとする。

2） 技術資料提出後（入札前）に紙入札で参加（移行）する場合

紙入札方式参加届出書を入札書受付締切日（令和8年10月19日（月））の正午までに、提出するものとする。

エ 紙入札業者として入札参加申込をした後の電子入札業者への変更は、認めない。

（2） 資格確認資料並びに技術資料及び総合評価確認資料の作成説明会は、実施しない。

（3） 現場説明会は実施しない。

（4） 必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴き取り行う。

（5） 提出された資格確認資料並びに技術資料及び総合評価確認資料は、返却しない。

なお、公表し、また無断で使用することはしない。

（6） 工期は、事情により変更することがある。

（7） 落札決定日において、2 入札参加者に必要な資格に関する事項 に掲げる要件を当該要件の期限又は基準日にかかわらず満たさなくなった者は、入札参加資格のない者に該当する。

（8） 落札者の決定後、当該案件の契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を当該要件の期限又は基準日にかかわらず満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

（9） 入札参加者は、電子入札約款及び配布資料を熟読し、入札に参加すること。

（10） この案件について、下請契約を締結したときは施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、香取市教育委員会教育総務課に提出すること。

22 問い合わせ先

香取市総合政策部財政課（4階）

電話 0478-50-1207